

令和7年度四万十町観光交流拠点施設整備実施設計等策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度四万十町観光交流拠点施設整備実施設計等策定業務

(2) 趣旨

この要領は、四万十町観光交流拠点施設整備するに当たり、基本計画・基本設計資料を反映した実施設計策定業務について、最も優れた企画提案を行った事業者を受託候補者として選定するためのプロポーザルに関し、必要な事項を定めるものとする。

(3) 業務内容

令和7年度四万十町観光交流拠点施設整備実施設計等策定業務委託仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 業務委託費見積限度額

33,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

2 公募方法

四万十町ホームページに公募型プロポーザル実施要領及び仕様書を掲載する。

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格の要件は次のとおりとする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 平成18年度以降に高知県内で国や高知県又はその他の公共団体から受注した※1 同種・類似業務の設計した実績を有する者。
- (2) 本業務において、一級建築士、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）、技術士（総合監理部門又は建設部門〔都市計画及び地方計画〕）のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者各1名（兼任は不可）を配置できること。（本プロポーザルの公告日において連続して3か月以上の雇用関係にあること）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 提出書類の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲

げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。

※1. 同種・類似業務とは規模面積3,000m²以上の都市公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、防災公園、キャンプ場等における基本設計業務又は実施設計をいう。

4 参加申込み

- (1) プロポーザルに参加する者は、下記に定める提出書類を書類提出先へ一括して郵送又は持参により提出すること。なお、参加申込み受付期間を過ぎての申込みは受け付けない。
- (2) 受付期間は、令和7年5月19日(月)から令和7年6月20日(金)午後5時(必着)とする。

5 提出書類について

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)

- 1) 会社概要(様式第2号)
- 2) 設計業務実績(様式第3号-1)
- 3) 設計業務実績詳細(様式第3号-2)
- 4) 管理技術者の設計業務実績(様式第4号-1)
- 5) 照査技術者の設計業務実績(様式第4号-2)

添付書類

- ・会社の概要がわかる資料(任意様式、パンフレット可)
- ・定款
- ・直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(複写可)
- ・業務実績を証明する契約書の写し
- ・資格証明証(免許証等)の写し
- ・雇用を証明する書類(健康保健証等)の写し
- ・登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴全部事項証明書をいう。提出日前3か月以内に発行されたもの。複写可)

イ 企画提案書

企画提案書提出届(様式第5号)

- 1) 業務実施方針(任意様式 規格はA4に限る。)
 - ・四万十町観光交流拠点施設整備に関する基本計画及び基本設計並びに令和7年度四万十町観光交流拠点施設整備実施設計等策定業務委託仕様書の内容を踏まえ作成すること。
- 2) 提案書(任意様式 規格はA3サイズ3枚以内) ※A3サイズ1枚=A4サイズ2枚
特に提案の求めるポイント

配慮すべき事項

- ・コスト管理
- ・維持管理
- ・既存施設との一体性

- ・建設予定地の風土に配慮した植栽の採用を検討しているか

3) 業務委託費見積書（任意様式 規格はA4に限る）

- ・住所、商号又は名称、代表者職氏名及び担当部署連絡先、消費税等を含む価格を記入すること。なお、実施項目ごとの金額が分かる内訳明細書を提出すること。

(2) 提出部数 10部（複写可）

(3) 提出先

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16-17

四万十町役場にぎわい創出課（担当：笹岡、中村）

(4) 質問等

質問受付期間は、令和7年5月30日（金）までとし、電子メールでの問い合わせのみとする。

なお、問い合わせは所定の様式を使用して行うものとする。（様式第6号）

（送信先）kanko@town.shimanto.lg.jp

(5) その他

企画提案書の提出は、1事業者1提案までとする。

6 審査方法

別に設置する「四万十町観光交流拠点施設整備実施設計等策定業務委託業者選定審査会設置要領」（以下「審査会」という。）により審査を行い、企画提案書及びプレゼンテーション等から総合的に評価して最も優れた提案を行った者を契約予定者として選定する。なお、最低基準点は60点とする。

7 審査結果

審査結果については、審査終了後書面で通知する。

8 契約の締結

契約予定者は、契約条件等を四万十町と協議のうえ契約を締結する。契約予定者が必要な契約条件に合致しない場合は、その選定を取り消すとともに、審査会において基準点を上回る次点の者と契約内容について協議を行った上で契約を締結する。

9 審査及び配点

プロポーザルの審査は、審査会の各委員が評価を行うものとする。なお、配点項目等については「別紙1」のとおりとする。

10 審査会の実施

(1) 実施日及び会場

ア 実施日 令和7年6月26日（木）13時00分から

（詳細な時間については、参加申し込みのあった事業者に個別に案内する）

イ 会場 四万十町役場本庁東庁舎2階町民活動支援室

(2) プレゼンテーション時間

1 事業者につき45分（提案の説明30分及び質疑応答15分）程度

(3) その他

提案の説明にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

1.1 留意事項

(1) 提案書の作成・提出に係る費用については参加者の負担とし、提出された企画書等は返却しない。

(2) 審査結果に関する質問等には回答しない。

別紙 1

審査項目・配点

審査は100点を満点とし、次のように審査項目別に配点する。

審査項目		審査基準	配点
1. 業務体制	①実績	平成18年度以降に受注した業務の実績が十分かつ本業務に適しているか。	20
	②能力・配置	本業務を履行し得る能力及び経験を有する人材が登用されているか。また、本業務を履行するために十分な人員が配置されているか。	
2. 業務内容	①実施方針	本業務の特徴を踏まえた取組体制の考え方、業務の進め方、配慮すべき事項について、着眼点が的確で理解度が高いか。基本計画・基本設計で定めた業務内容を十分に踏まえているか。	20
	②建設工期・コスト管理	建設工期の実現可能性と建設費用の低減に関する考え方に妥当性があるか。	10
	③維持管理	施設の維持管理の容易さに配慮するなど、施設維持管理経費の抑制について検討する内容となっているか。	10
	④一体性	既存施設（道の駅めぐり窪川等）、周辺と一体的な利用がなされるように工夫された提案となっているか。	10
	⑤プレゼンテーション	提案資料について、的確な文章表現、作図等の創意工夫、重点箇所の整理方法等分かり易さや説得力、また質疑に対する的確な応答であったか。	10
3. コスト	見積金額は妥当か。	20	
合 計			100